

秋田市工事関連業務委託総合評価落札方式試行ガイドライン

令和8年4月1日
総務部契約課

1 はじめに

本市では工事において総合評価落札方式を本格導入しておりますが、令和8年度から工事関連業務委託(以下「業務委託」という。)においても、同方式を試行します。

総合評価は、「価格」のみの競争だった従来方式と違い、「価格」と「価格以外の技術的要素等」を総合的に評価し、落札者を決定する方式です。

総合評価落札方式の試行導入にあたっては、秋田県や他の中核市の状況も参考にしながら、現時点で最も相応しい方式を採用したものでありますが、今後は評価や検証を行い、段階的に改善を図ってまいります。

なお、当分の間は本格導入に向けた試行であることから、総合評価することが望ましい業務委託を抽出して実施するものです。

2 総合評価の評価方式(業務委託)

総合評価は、設計金額にかかわらず、入札者の業務成績や業務実績、社会貢献等と入札価格を一体として評価することが望ましい業務委託に適用します。

その評価方式は、次のとおりとします。なお、技術提案型については、今後導入を検討していきます。

企業実績評価型

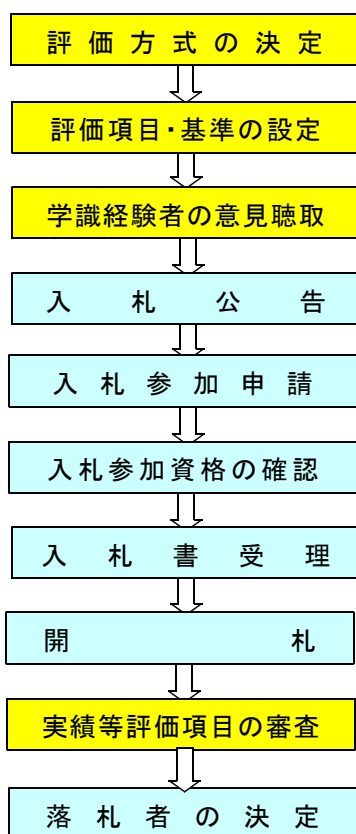
業務内容の履行の確実性を確保するため、企業の履行実績や配置予定技術者の能力等により評価を行う方式

3 総合評価の実施手順

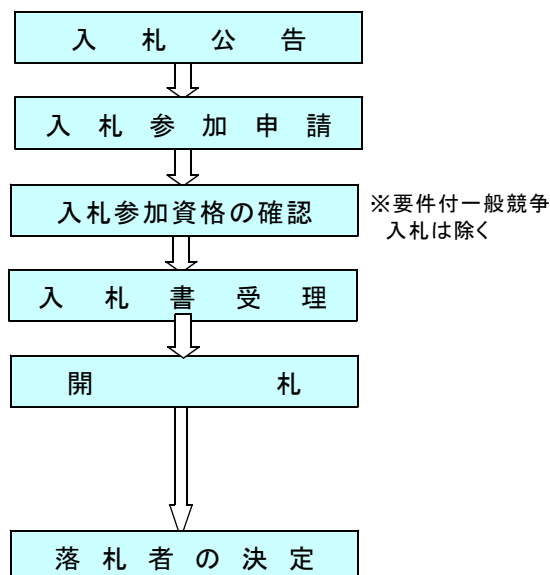
総合評価は、要件付一般競争入札又は公募型指名競争入札(以下「競争入札」)により執行します。基本的な事務手続は、総合評価落札方式と競争入札とで大きな違いはありませんが、次の点が異なります。

- ◇ 総合評価は、入札公告の実施前に評価項目および評価基準を設定するとともに、評価方法を決定する必要があります。
- ◇ 総合評価は、地方自治法施行令に基づき、落札者決定基準を定めようとするとき、2人以上の学識経験者の意見を聴く必要があります。

【総合評価のフロー】



【競争入札のフロー】



4 評価方法および配点

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、獲得した「総合評価点」の最も高い者が落札候補者となります。なお、総合評価点が同点の場合にはくじ引きを実施します。

◇ 総合評価の評価方法

総合評価は入札に基づく「価格評価点」と、実績等評価項目に基づく技術等評価点(以下「技術等評価点」という。)を合計した「総合評価点」により総合的に判断します。

$$\left[\text{総合評価点(P)} = \text{価格評価点(C)} + \text{技術等評価点(D)} \right]$$

$$\text{価格評価点(C)} = \text{価格評価点の配点(A)} \times \left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \dots\dots\dots \text{(基本式)}$$

技術等評価点(D) = 技術等評価点の配点(B)のうち、加算対象となった評価点

◇ 評価点の配点

総合評価は、合計100点となるように配点します。

$$\left[\text{価格評価点の配点(A)} + \text{技術等評価点の配点(B)} = 100 \right]$$

◇ 評価点の配分

価格評価点と技術等評価点の配分は、業務内容等を勘案し随時決定します。

5 実績等評価項目

「実績等評価項目」は、企業の履行実績や配置予定技術者の能力等を重視するものです。

◇ 実績等評価項目および基準配点

評価項目は、必ず選択する「必須項目」と入札方式に応じて選択する「選択項目」とに区別され、所定の評価基準を満足する場合に加点評価されます。

I 企業の技術力等に関する評価

1 同一業種における業務委託等成績評定点 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
前2年度の同一業種における業務委託等成績評定の平均点 ※業務委託等成績評定は令和8年度実施のため、本項目は令和10年度（令和8年度および令和9年度の成績）発注の案件から評価対象の予定とする。	ア 80点以上	5.0点
	イ 75点以上	3.5点
	ウ 70点以上	2.0点
	エ 65点以上	0.5点
	オ 60点以上65点未満	-1.0点
	カ 60点未満	-2.0点

- (ア) 秋田市の契約課で契約した業務委託を対象とする。
- (イ) 基準となる年度は入札公告日の属する年度とする。
- (ウ) 業務委託等成績評定点は、指定する期間内に評定（完了検査）を受けたものを対象とする。
- (エ) 業務委託等成績評定の平均点は、小数第2位を四捨五入する。

2 同業種、同業務内容の業務委託履行実績 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
前5年度の同一業種、同業務内容の業務委託の元請履行実績の有無	ア 実績あり	5.0点
	イ 実績なし	0.0点

- (ア) 要件付一般競争入札については必須項目とする。
- (イ) 秋田市の契約課で契約した業務委託のほか、国（独立行政法人、事業団を含む）および県（地方独立行政法人、事業団含む）で契約した業務委託を対象とする。
- (ウ) 基準となる年度は、入札公告日の属する年度とする。
- (エ) 指定する期間内に履行が完了した業務委託を対象とする。

3 配置予定管理技術者の同一業種、同業務内容における業務委託の履行実績 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
前5年度で配置予定管理技術者が同一業種、同業務内容における業務委託に従事した実績の有無	ア 実績あり	5.0点
	イ 実績なし	0.0点

- (ア) 秋田市の契約課で契約した業務委託のほか、国（独立行政法人、事業団を含む）および県（地方独立行政法人、事業団含む）で契約した業務委託を対象とする。
- (イ) 基準となる年度は、入札公告日の属する年度とする。
- (ウ) 指定する期間内に履行が完了した業務委託を対象とする。
- (エ) 配置予定管理技術者の実績は、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事したものとする。

4 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得の有無	ア 取得している	1.0点
	イ 取得していない	0.0点

- (ア) 認定期間満了日が基準日（当該入札案件の契約予定日）以降となっていること。

5 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）の認証取得 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）、又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）の認証取得の有無 (1) ISO45001を取得 (2) COHSMS：コスモスを取得 ※ (1)と(2)の重複加点は行わない。	ア ISO45001を取得	2.0点
	イ COHSMS：コスモスを取得	2.0点
	ウ 取得していない	0.0点

- (ア) 認定期間満了日が基準日（当該入札案件の契約予定日）以降となっていること。

II 企業の信頼性、社会性に関する評価

1 災害時対応等に係る社会的貢献 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
前5年度の災害時対応に係る社会的貢献 (1) 緊急時・災害時の活動実績 (2) 災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況 ※ アとイの重複加点は行わない。	ア 活動実績あり	2.0点
	イ 協定を締結している (※1)	1.0点
	ウ 活動実績および協定の締結なし	0.0点

※1 個別又は組合もしくは協会等の団体として秋田市と災害発生時の復旧等活動に関する協定を締結している者をいう。

- (ア) 原則として、秋田市内での活動実績を対象とする。
- (イ) 基準となる年度は、入札公告日の属する年度とする。
- (ウ) 災害時対応に係る諸活動は、行政機関や公共的団体等からの認定（証明）を受けたものに限る。

(エ) 災害時対応として活動した実績は、有償・無償・活動内容を問わないものとする。（測量業務や地質調査業務でも可）

(オ) 復旧等活動に関する協定締結の有無については、当該業務委託の入札公告日現在の締結状況による。

2 秋田市消防団協力事業所の認定 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
秋田市消防団協力事業所の認定の有無	ア 認定を受けている	1.0点
	イ 認定を受けていない	0.0点

(ア) 秋田市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年3月22日消防長決裁）第4条から第6条まで又は総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条および第5条に基づき表示証が交付され、認定期間満了日が基準日（当該入札案件の契約予定日）以降となっていること。

3 環境マネジメントシステム（ISO14001）、環境マネジメントシステム（エコアクション21）又はあきた環境優良事業所認定制度の認証取得 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
環境マネジメントシステム（ISO14001）、環境マネジメントシステム（エコアクション21）又はあきた環境優良事業所認定制度の認証取得の有無 (1) ISO14001を取得 (2) エコアクション21を取得 (3) あきた環境優良事業所認定制度のステップ2を取得 ※ (1)から(3)の重複加点は行わない。	ア ISO14001を取得	1.0点
	イ エコアクション21を取得	1.0点
	ウ あきた環境優良事業所認定制度のステップ2を取得	0.5点
	エ 取得していない	0.0点

(ア) 認定期間満了日が基準日（当該入札案件の契約予定日）以降となっていること。

4 障がい者の雇用状況 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
障がい者の雇用	ア 雇用している	1.0点
	イ 雇用していない	0.0点

(ア) 障がい者とは、以下の手帳の交付を受けている者をいう。

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳

(イ) 1年以上継続して雇用されていること。

5 女性活躍推進法に基づく認定 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
女性活躍推進法に基づく企業認定（えるぼし認定）の有無	ア 認定を受けている	1.0点
	イ 認定を受けていない	0.0点

(ア) 認定期間満了日が基準日（当該入札案件の契約予定日）以降となっていること。

6 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定（く るみん認定）の有無	ア 認定を受けている	1.0点
	イ 認定を受けていない	0.0点

(ア) 認定期間満了日が基準日（当該入札案件の契約予定日）以降となっていること。

7 保護観察対象者等の就労支援等状況 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
保護観察対象者等の協力雇用主の登録の有無および雇用状況 ※ アとイの重複加点は行わない。	ア 協力雇用主の登録があり、保護観察対象者等を雇用している	1.0点
	イ 協力雇用主に登録あり	0.5点
	ウ 協力雇用主に登録なし	0.0点

(ア) 保護観察対象者等とは、保護観察対象者および更生緊急保護の対象者をいう。

(イ) 入札公告日時点における登録および雇用状況による。

(ウ) 3か月以上継続して雇用していること。

8 エイジフレンドリーパートナー登録状況 (必須項目)		
評価内容	評価基準	配点
エイジフレンドリーパートナーの登録状況	ア 登録あり	1.0点
	イ 登録なし	0.0点

(ア) 入札公告日時点における登録状況による。

◇ 実績等評価項目に関する配点

企業の信頼性・社会性に関する評価項目の基準配点は最大で9点となるが、圧縮補正を行い、6点に圧縮する。それに企業の技術力等の基準配点の合計(18点)を加えると、実績等評価項目に関する基準配点合計は24点となりますが、以下のとおり圧縮補正を行います。

基準配点合計	配点（補正後）
24点	15点

6 総合評価点の算定方法

獲得した価格評価点(C)に、技術等評価点(D)を合計したものが「総合評価点」となります。各評価点は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止めとします。

◇ 価格評価点の算定方法

価格評価点(C)は、入札価格が「調査基準価格」未満の場合には係数(0.5)を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行うものとします。

- (1) 入札価格 \geq 調査基準価格
基本式(P.2)のとおりに算定する。

(2) 入札価格 < 調査基準価格

$$\text{価格評価点(C)} = \text{価格評価点の配点(A)} \times \left[1 - \frac{\text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} + 0.5 \times \frac{\text{調査基準価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$$

◇ 技術等評価点の算定方法

技術等評価点(D)は、以下の式により算定します。

$$\text{技術等評価点(D)} = \text{実績等評価分に係る加算点} \times \frac{\text{実績等評価分に係る配点(B1)}}{\text{実績等評価分に係る基準配点の合計}}$$

7 低入札価格調査制度との関連事項

総合評価においては、秋田市工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領(令和8年4月1日施行)を適用します。

◇ 低入札価格調査制度

調査基準価格は、秋田市工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領第3条で規定する価格とします。調査基準価格を下回る価格の入札をし、失格判断基準に該当しない者が落札候補者となった場合には、同要領第6条で規定する調査を実施します。

令和8年4月1日 制 定